

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の平成28年度第3回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 平成28年11月25日（金）15：00～16：30

会 場 北九州市庁舎3階 特別会議室B

平成28年度 第3回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

平成28年度 第3回 北九州市入札等監視委員会

2 開催日時・会場

開催日時 平成28年11月25日(金) 15:00～16:30

会場 北九州市庁舎3階 特別会議室B

3 出席委員(五十音順)

今泉 恵子、上地 和久、菊池 裕子、中尾 美佐、松田 亨

4 議事

(1) 平成28年度第2四半期の工事契約状況等の報告

ア 次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

イ 報告における質疑等

(問) 今回の指名停止案件の中で、「落札後に契約を締結しなかった」との事案があったが、その理由を伺いたい。

(答) 民間工事が入ったためとのことである。指名停止となることについては理解されている。

(2) 平成28年度第2四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、平成28年度第2四半期に契約をした工事の中から、菊池委員が10件(契約課契約分8件、上下水道局契約分2件)を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 総合療育センター改築工事で参加業者が1社しかいなかったが、通常の場合と比べ入札条件が厳しかったのではないか。

(答) 今回、予定価格が40億円超とかなり大掛かりな施設の改築であり、それ相応の能力を持つ業者の参加を求めたいと考え、競争入札参加条件の一つとして、「総合評定値通知書の総合評定値が1300点以上」という条件を設定した。

これに対して、名簿登録の建築業者でこの条件をクリアするのは53社で、その内市内業者は2社しかいない状況で、当初から参加業者数で多くは望めなかった。

また、大型の病院改築自体が全国的にはさほど例がないため、通常のマシオン建設とは異なり事前の下調べ等を要するため、業者から敬遠されたのではと推測される。

(問) 今回、「総合評定値」というものを初めてうかがったが、これは国が評価するというものか。

(答) 経営事項審査とは、公共工事を直接受注しようとする建設業者は必ず受けなければならない審査である。全国的な組織でチェックされるため、総合評定値は客観的な数値といえる。

(問) 小学校のグラウンド整備工事で予定価格もさほど差がないにもかかわらず、工種が土木、造園と異なっているが、なぜか。

(答) 一方は素地の土地を造成するのが主な内容で土木工事となり、片方は既存のグラウンドの芝の張替、遊具の取替が主な内容であったため、造園工事となった。

(問) 総合評価の審査の場合、業者名を見ることなく点数だけで実施しているということか。

(答) ご指摘のとおり、技術評価の場合は業者名を表記せず行っている。

(問) 「昇降路設置工事」で、工種が建築工事でなく土木工事となっているがなぜか。

(答) 本件は国道上に設置するため占用工事、道路使用許可等の関係機関協議が必要であり、土木業者の方が精通している点と、JR線路との近接工事でJRとの折衝も土木業者の方が精通しているという2つの理由である。

(問) 落札率が99.39%と非常に高かったがその理由はなにか。

(答) 16社参加申請したが、10社が辞退して、3社は最低制限価格を下回り、残った3社はほぼ予定価格に近い金額での応札だったためである。

(問) 市営住宅の耐震改修工事で落札率100%であったが入札の詳しい内容を伺いたい。

(答) 28社指名したが、26社は辞退や不参加で結果、2社応札となった。内、1社が最低制限価格を下回り、予定価格同額での応札業者が落札した。

本件工事は住民が居住する中での工事で、住民の要望に対応しつつの施工を強いられるため、辞退が多かった。

(問) もし、応札者がなかったらどうなったのか。

(答) 再度入札して、それでも成立しない場合は随意契約に移行することとなる。

(問) 資料中に「現場代理人兼任不可」との意見書があるが。

(答) 「本件工事での現場代理人が他の工事現場の現場代理人を兼任することは認められない」と起工課から出されたものである。

技術者が2名必要となるので、業者側からの人気がない一因であると言える。

(問) 港湾工事で、工事名・予定価格・指名業者数及び落札率が同じものがあるが、なぜ分割して入札したのか、その理由はなにか。

(答) 自社施工できる発注規模で入札しているため、このような分割発注が発生することとなる。

(問) 指名業者も重複するのか。

(答) 指名条件は同じ条件で行っている。なお、先行して開札する別工事を落札すれば後の工事は参加資格を取消すこととしている。

(問) 上下水道局分の土木工事で、工事名が同一で落札率もほぼ同じものである。予定価格と指名業者数には違いがあるが、なぜこれらを分割して入札したのか、その理由はなにか。

(答) 下水道はその地区で大きさや質が異なり、結果、工法が変わってくる。そこで地区毎でできる業者を選定している。

(問) 下水道管はずっと繋がっているものなので、途中で工法を変えるより工法を統一する方がよいのではと思うが。

(答) 一つの路線の中に、サイズの異なる管が入っており、今回は管のサイズ毎で分割している。

(問) なぜ、サイズを現状のままやりかえるのか。統一する方が効率的ではないか。

(答) おそらくそれぞれの場所ごとの状況、需用に合わせたサイズ設定であるものと推測される。

(問) やる気のある業者が最低制限価格を下回ったため失格となり、予定価格とほぼ同額で応札した（余り受注する気が見えない）業者が落札した案件があったが、このようなことはできるだけなくしたい。何か工夫はできないか。

(答) ランダム係数は各自治体の工夫で行っているもので、採用している他都市の状況を調べつつ、業者のやる気を失わないよう何かできないかを勉強しているところである。

※ 次回の委員会は、平成29年2月17日（金）に開催することとなった。